

別表（第4条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 対象工房又は賃貸することを目的とした対象工房を新たに開設するため、空き家等を賃借する者	ア 賃借料等（家賃及び共益費）	1/2	1箇月につき3万円（対象工房の開設日から24箇月を限度とする。）
	イ 改装に要する経費	1/2	<u>60万円</u>
	ウ 設備機器等の購入に要する経費	1/2	<u>20万円</u>
(2) 対象工房又は賃貸することを目的とした対象工房を新たに開設するため、空き家等を取得する者	ア 取得費	1/2	<u>80万円</u>
	イ 改修に要する経費	1/2	<u>60万円</u>
	ウ 設備機器等の購入に要する経費	1/2	<u>20万円</u>
(3) 対象工房又は賃貸することを目的とした対象工房を新たに開設するため、自ら所有する空き家等を活用する者	ア 改修に要する経費	1/2	<u>60万円</u>
	イ 設備機器等の購入に要する経費	1/2	<u>20万円</u>

（注意1）算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（注意2）賃借料等に係る補助金の額は月ごとに算定するものとし、空き家等の賃借料等に2分の1を乗じて得た額に、当該年度における施設を利用した期間の月数を乗じて得た額とする。なお、対象工房の開設日が月の初日でないとき又は賃借料等に係る補助対象期間の終了日が月の末日でないときは、日割り計算とする。

（注意3）対象工房の開設日は、改修等が完了し、対象工房としての運営を開始した日とする。